

ERS採用クラスの公式計測員(クラス・メジャー)の皆様へ

現在、競技規則及び装備規則の改訂に基づくERS講習会を逐次開催させて頂いておりますが、JSAF公式計測員(クラス・メジャー)資格更新との整合性が上手く取れておりませんでした。全国の公式計測員の方々には、混乱を来たしましたことお詫び申し上げます。

各クラス協会との調整を図り、

JSAF公式計測員(クラス・メジャー)資格更新のための要件として、集約を得ました。

下記のとおり、ご案内申し上げます。

JSAF ODC計測委員会は、MNAとして日本の計測体制の整備に努めております。

今後とも皆様と公正なレースの確立の為に努力していく所存です。

よろしくお願い申し上げます。

平成21年5月29日

ODC計測委員会委員長 末木創造

国際470級公式計測員 更新のための要件

1. 更新のためのERS講習会を受講しなければならない。
2. 更新のための書類手続きを行なうこと。
3. 別に定める更新手数料を納めること。
4. 日本470協会はJSAF公式計測員規程第6条1並びに第7条1(認定の有効期間、更新要件)については、同第6条2並びに第7条2(ERS更新講習会)を満たすことにより、クラスメジャーとしての更新要件を満たしたものとする。
なお、ERS改訂後1年以内(2010年3月31日まで)に上記更新要件を満たさない場合は、資格は失効するが、それまでは旧資格は有効とする。
但し、海外勤務等により上記更新要件を満たすことが明らかに困難な場合には、申請により期間延長を認められることがある。
5. 上記1項より3項の要件が満たされ、日本470協会がフル・メジャー及びメンテナンス・メジャーとして、資格更新が相応しいとしてJSAFに推薦した者に対し、JSAFから更新の認定証が発行される。
6. この更新による資格有効期限を2013年3月31日とする。

日本470協会

セーリング・スピリッツ級[SS級]公式計測員 更新のための要件

1. 更新のための ERS 講習会を受講しなければならない。
2. 更新のための書類手続きを行なうこと。
3. 別に定める更新手数料を納めること。
4. 日本SS協会はJSAF公式計測員規程第6条1並びに第7条1(認定の有効期間、更新要件)については、同第6条2並びに第7条2(ERS更新講習会)を満たすことにより、クラスメジャーとしての更新要件を満たしたものとする。

なお、ERS改訂後1年以内(2010年3月31日まで)に上記更新要件を満たさない場合は、資格は失効するが、それまでは旧資格は有効とする。

但し、海外勤務等により上記更新要件を満たすことが明らかに困難な場合には、申請により期間延長を認められることがある。

5. 上記1項より3項の要件が満たされ、日本SS協会がフル・メジャー及びメンテナンス・メジャーとして、資格更新が相応しいとしてJSAFに推薦した者に対し、JSAFから更新の認定証が発行される。
6. この更新による資格有効期限を2013年3月31日とする。

日本セーリング・スピリッツ(SS)協会

国際 FJ 級公式計測員 更新のための要件

1. 更新のための ERS 講習会を受講しなければならない。
2. 更新のための書類手続きを行なうこと。
3. 別に定める更新手数料を納めること。
4. 日本FJ協会はJSAF公式計測員規程第6条1並びに第7条1(認定の有効期間、更新要件)については、同第6条2並びに第7条2(ERS更新講習会)を満たすことにより、クラスメジャーとしての更新要件を満たしたものとする。

なお、ERS改訂後1年以内(2010年3月31日まで)に上記更新要件を満たさない場合は、資格は失効するが、それまでは旧資格は有効とする。

但し、海外勤務等により上記更新要件を満たすことが明らかに困難な場合には、申請により期間延長を認められることがある。

5. 上記1項より3項の要件が満たされ、日本FJ協会がフル・メジャー及びメンテナンス・メジャーとして、資格更新が相応しいとしてJSAFに推薦した者に対し、JSAFから更新の認定証が発行される。
6. この更新による資格有効期限を2013年3月31日とする。

日本 FJ 協会

国際OP級公式計測員 更新のための要件

1. 更新のための ERS 講習会を受講しなければならない。
2. 更新のための書類手続きを行なうこと。
3. 別に定める更新手数料を納めること。
4. 日本OP協会はJSAF公式計測員規程第6条1並びに第7条1(認定の有効期間、更新要件)については、同第6条2並びに第7条2(ERS更新講習会)を満たすことにより、クラスメジャーとしての更新要件を満たしたもとする。

なお、ERS改訂後1年以内(2010年3月31日まで)に上記更新要件を満たさない場合は、資格は失効するが、それまでは旧資格は有効とする。

但し、海外勤務等により上記更新要件を満たすことが明らかに困難な場合には、申請により期間延長を認められることがある。

5. 上記1項より3項の要件が満たされ、日本OP協会がフル・メジャー及びメンテナンス・メジャーとして、資格更新が相応しいとしてJSAFに推薦した者に対し、JSAFから更新の認定証が発行される。
6. この更新による資格有効期限を2013年3月31日とする。

日本OP協会